

平成 31 年度 アジア地域臨床獣医師等総合研修事業

新型コロナウイルス感染症による
研修生の帰国遅延と対応

平成 31 年度アジア地域臨床獣医師等総合研修事業は、(公助)全国競馬・畜産振興会の畜産振興事業として助成を受け、平成 31 年 4 月 1 日(来日)から令和 2 年 3 月 25 日(帰国)の予定で実施していた。しかし新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が世界規模で流行し、その結果多くの国々が入境制限、国際線の離着陸停止といった対策(ロックダウン)を実施したために、招聘した研修生 16 名のうち 7 名が平均 2 カ月間にわたり、日本滞在延長を余儀なくされた。本稿では COVID-19 により国際移動が制限されていった状況、また研修生が帰国するまでの経緯について報告する。

1 研修生の出身国・地域

平成 31 年度事業では 13 カ国から 16 名のアジア人獣医師を招聘し、国内獣医学大学等に委託して産業動物の越境性感染症対策等に関する最新の獣医学を習得させる研修を行っていた。大学等における研修は令和 2 年 3 月 20 日(金)までとし、22 日(日)には各研修先から東京都内へ移動、24 日(火)に終講式を実施し、25 日(水)に帰国する計画で帰国便を予約していた。

2 国別の対応

令和 2 年 3 月 10 日時点での COVID-19 陽性確定症

例数は中国(80,924)、イタリア(9,172)、イラン(7,161)、韓国(7,513)、フランス(1,402)、ドイツ(1,139)、スペイン(1,024)、日本(514)が上位を占めていた(括弧内の数字は 2020 年 3 月 10 日時点での陽性確定症例数。Coronavirus disease 2019 (COVID-19) Situation Report-50, WHO より)。一方で東南アジア諸国での発生はフィリピン(33)、ベトナム(31)、モンゴル(1)と少なく、しかも多くが輸入症例であったため、日本滞在歴がある入国者に自主的な体調管理を求める程度の緩やかな対応であった。しかしその後わずか 2 週間で、国際渡航に関する状況は坂を転がり落ちるように悪化してしまう。3 月 13 日には日本政府が出入国管理及び難民認定法(入管法)に基づき COVID-19 発生国からの渡航者に対する入国制限を開始した。各国が同様の入国制限を始める。19 日には台湾、スリランカが、22 日にはベトナム、キルギス、バングラデシュが、24 日にはネパールが、次々に国際空港を閉鎖していった。一部の研修生には自国の大使館経由で、帰国便の渡航制限が開始される情報は入っていたようだが、取り残された研修生は一様に突然のフライトキャンセルで帰国できなくなったことを知った。各国が十分な周知期間を設ける余裕なく、国内の爆発的な感染拡大を抑え込むためにロックダウンに入ったことが窺い知れる。

表 研修生出身国・地域が日本からの渡航者に対する入国制限を開始した日付、研修生が帰国した日付

研修生出身国・地域	国際移動制限の開始	帰国日	滞在延長/予定どおり帰国
韓国	4月1日	3月25日	予定どおり帰国
中国	1月25日	3月25日	予定どおり帰国
フィリピン	3月13日	5月19日	滞在延長
ベトナム	3月22日	3月25日	予定どおり帰国
タイ	3月26日	3月25日	予定どおり帰国
キルギス	3月22日	6月22日	滞在延長
ネパール	3月24日	3月20日	早期帰国
ミャンマー	3月30日	3月25日	予定どおり帰国
モンゴル	2月28日	6月10日	滞在延長
台湾	3月19日	3月25日	予定どおり帰国
バングラデシュ	3月22日	4月28日	滞在延長
インドネシア	3月31日	3月25日	予定どおり帰国
スリランカ	3月19日	5月15日	滞在延長

以下に、平成31年度研修生の出身地域別に、帰国の経緯を紹介する。

(1) 研修生の早期帰国が必要だった国

ア ネパール

3月18日夜、『ネパール政府が48時間後にロックダウンを開始する』という非公式情報がFacebook等で流れ、翌19日の新聞等で正式に発表された。20日24時までに首都カトマンズのトリブバン国際空港に到着できなければ、ネパール国民であっても入国を認めないという厳しい内容であり、この制限は本稿作成時点（6月25日現在）でも解除されていない。研修生からの情報提供を受け、20日発マレーシア航空便を急遽手配し、同日22時に入国させることができた。

(2) 研修生を予定どおり帰国させられた国々

結局は全ての研修生出身国・地域が日本からの渡航に制限をかけたものの、平成31年度事業開始当初から予定していた3月25日の帰国日時点では、13カ国中8カ国で国際定期便の運航は継続されていた。

ア 中国

日本を含むCOVID-19発生国からの便は北京首都国際空港に着陸できず、青島流亭国際空港へ着陸後、検疫を通過した者だけを北京市内へ移動させる対策が取られた。研修生が青島で検疫待機中、ヨーロッパからの帰国者に接触し感染してしまう恐れがあった。マスクとフェイスシールドを支給し無事を祈るしかなかったが、幸いにも検疫中にCOVID-19へ感染することなく、無事に2歳の娘さんが待つ自宅へ戻れたそうである。

イ 韓国

韓国は日本が緊急事態宣言下にあった期間においても、成田-ソウル間で1日1便の運航を継続し続けた。韓国からの研修生は平常時と変わらず帰国できた。

ウ ベトナム

ベトナムにはノイバイ（ハノイ）、タンソンニャット（ホーチミン）の2大国際空港があるが、渡航直前になってタンソンニャット空港が閉鎖された。研修生は帰国できたものの、居住地はホーチミンであったため、まずハノイから入国し、ハノイで14日間の隔離を受けた後、国内線で帰宅した。

エ タイ

出発直前の3日間は、次々と追加される搭乗条件への対応に緊迫する日々であった。元々は在東京タイ王国大使館に日本を出発する日を届け出るだけで良かったものが、翌日には英文健康証明書を持参し

なければタイへの入国を認めないという通知が届き、最終的にはPCR検査で陰性を示せなければ搭乗できない可能性があるため通知された。3月25日時点では日本国内において希望者がPCR検査を受けられる状況にはなく、結局搭乗前PCR検査は免除されたのだが、出発直前まで情報が錯綜していた。研修生が搭乗した25日の直行便を最後に、日本からの直行便受入れは停止された。2名の研修生は帰国できる最終チャンスを掴めたことになる。

オ ミャンマー

ミャンマーはCOVID-19の国内侵入が遅かったため、研修生の帰国には支障がなかった。

カ 台湾

台湾は3月19日以降も自国民の入国には特段の制限がなかったため、研修生の帰国には支障がなかった。

キ インドネシア

インドネシアはCOVID-19の国内侵入が遅かったため、研修生の帰国には支障がなかった。

(3) 研修生の滞在延長が必要だった国々

以下の各国からの研修生は、帰国直前になって自国がロックダウンを開始してしまい、帰国できなくなった。

ア バングラデシュ

帰国前日の24日に予定便運航中止が発表された。4月28日にバングラデシュ政府チャーター便が運航することとなり、無事帰国した。

イ スリランカ

帰国直前に予定便の運航中止が発表された。5月15日にスリランカ政府チャーター便が運航することとなり、無事帰国した。

ウ フィリピン

マニラ、セブの2大国際空港が閉鎖され、研修生は帰国できなくなった。地方行政の自治権限が強いフィリピンでは、行政区域ごとに独自のCOVID-19対策を実施している。一部マニラ行き商用便が運航を再開したため、5月19日に帰国した。マニラに到着後はPCR検査と隔離を受けた。さらに国内線で居住する島へ移動すると、再度検疫を受ける必要があった。

エ モンゴル

モンゴルはCOVID-19対策として2月末から国際空港の閉鎖、国境の封鎖を実施しており、政府チャーター便で帰国する以外の選択肢がなかった。研修生は6月10日のチャーター便に搭乗し、無事帰国した。

カ キルギス

キルギス政府が日本発のチャーター便を提供する



困難な状況でも、明るさを失わない研修生たち



ほとんどの商用便が欠航する状況が続いている

ことができず、またマナス国際空港は現在も閉鎖されている。結局、研修生は6月22日にソウル行き商用便で出国し、日本-韓国-カザフスタンと国際線を乗り継ぎ、カザフスタンから陸路でキルギス入りした。韓国での乗継、またカザフスタンからの入境に尽力いただいたキルギス公館のおかげで帰国が実現した。

帰国不能になった研修生の多くが、各国政府手配のチャーター便で帰国している。いつ帰国できるかわからないまま、異国での滞在を続ける研修生たちは不安とストレスを抱えて生活していた。各国がロックダウンに入ってからでは、チャーター便か、商用便の運航再開を待つしか帰国の方法がなくなる。今後、同様の事態に陥らないよう、国外情報収集の強化、そして研修日程の柔軟な調整を行える体制作りが必要である。



チャーター便への搭乗を待つ待機列

3 滞在延長に係る支援

(1) ビザの延長

アジア研修は無報酬かつ学位取得を伴わない1年間の研修であることから、参加者には「文化活動」ビザを取得させている。日本滞在の主な目的である獣医学研修そのものは令和2年3月20日までで終了していることから、それ以降の滞在は「短期滞在」ビザを取得させて対応した。

短期滞在ビザを取得するために向かった東京出入国在留管理局には、国際線の運航中止により帰国できなくなった外国人が殺到していた。3月末に同局を訪れた際にはビザ発給を待つ人々に「3密」となった待合室で、4時間以上待つこととなった。その後も開庁前からビザを求める人々が長蛇の列を作る状況こそ変わらなかったものの、4月末に短期滞在ビザの更新で訪れた際には、整理券の配布による混雑緩和、消毒薬と防護アクリル板の設置、ビザ有効期間の延長による来庁者の縮減といっ

た感染拡大防止策がとられていた。滞在延長に必要な手続きで、研修生がCOVID-19に感染せずに済んだのは幸いであった。

(2) 研修生の健康管理

「文化活動」ビザを取得し、日本に居住する外国人は、国民健康保険への加入が可能である。しかしビザを「短期滞在」に切り替えたことで、研修生たちは一時的に無保険者となってしまった。幸い、加入していた旅行保険でCOVID-19を含む疾病・怪我が補償対象となっていたため、万一入院が必要となった場合にも保険でカバーすることができた。

研修生に対しては可能な限りその健康を守る対策を講じた。感染防止策としてマスク、フェイスシールド、体温計を支給した。またホテル生活が続くと栄養面で偏りが出てしまうので、キッチン付きのマンズリーマンショ

ンに滞在先を移し、自炊できるようにした。

チャーター便等で帰国が決まった際には、必要な検診を受けさせ、英文健康証明書の取得を補助した。

(3) 生活の支援

研修生にはJICA研修生に準じた生活費を支払っていたが、COVID-19のような事態は全くの想定外であり、帰国予定日を過ぎてからの滞在支援を行う方法については未定であった。幸いにして、本事業をご支援くださっている日本中央競馬会及び(公財)全国競馬・畜産振興会の温かいご理解・ご支援のもと、4月1日以降の滞在・帰国に関する費用を助成いただけることとなった。この場を借りて日本中央競馬会、全国競馬・畜産振興会には深謝申し上げたい。

また、日本語の理解が十分でない研修生が、COVID-19の日本国内流行状況と、行動の「自粛」のあり方を理解するには時間を要した。そのため、部屋から一切外出しない者がいる一方で、友人に会うため、あるいはアイドルグッズを買うため外出してしまう者がいた。そのような状況で私たち日本人スタッフは、異国の地でいつ

帰国できるか不安を抱えている研修生に対して励ましの言葉をかけることに努めた。滞在延長が3週間を過ぎる頃から、研修生同士で励まし合い、行動を自重して共に困難を乗り越えようという空気が自然と醸成された。そして研修生が自らを律し、助け合う姿が見られた。

本稿作成時点で、日本は入管法に基づき、世界各国からの渡航者に対する上陸拒否、在外公館における新規ビザの発給停止といった措置を継続しており、今後アジア地域臨床獣医師等総合研修事業をいつ再開できるか、見通しが立たない状況が続いている。平成28年から再開したアジア地域臨床獣医師等総合研修事業では、これまでに38名の海外獣医師が日本における1年間の研修を修了している。専門教育をご担当いただいている、全国の獣医学系大学の先生方、農研機構動物衛生研究部門の先生方の温かいご指導のおかげで、元研修生たちは一様に日本への好意を抱いている。COVID-19の解決に向け道半ばではあるが、せっかく構築したアジア各国との友好ネットワークをこれから強化・発展させるため、アジア地域臨床獣医師等総合研修事業の再開に向け努力を続けていきたい。